

新 旧 対 照 条 文

◎ 保険医療機関及び保険医療養担当規則(昭和三十一年厚生省令第十五号)

(傍線の部分は改正部分)

	改 正 案	現 行
(領收証等の交付)	(領收証の交付)	
第五条の二 (略)	第五条の二 (略)	
2 厚生労働大臣の定める保険医療機関は、前項の場合において患者から求められたときは、当該費用の計算の基礎となつた項目ごとに記載した明細書を交付しなければならない。		
(診療の具体的方針)	(診療の具体的方針)	
第二十条 医師である保険医の診療の具体的方針は、第十二条の規定によるほか、次に掲げるところによるものとする。	第二十条 医師である保険医の診療の具体的方針は、第十二条の規定によるほか、次に掲げるところによるものとする。	
一 診察	一 診察	
イ (略)	イ (略)	
ロ 診察を行う場合は、患者の服薬状況及び薬剤服用歴を確認しなければならない。ただし、緊急やむを得ない場合については、この限りではない。	ロ ハ二 (略)	
ハ (略)	ハ ハ二 (略)	
ヘ ホによるほか、各種の検査は、研究の目的をもつて行つてはならない。ただし、治験に係る検査については、この限りではない。	ヘ ハ二によるほか、各種の検査は、研究の目的をもつて行つてはならない。ただし、治験に係る検査については、この限りではない。	
二 投薬		

イヽハ (略)

二 投薬を行うに当たつては、薬事法第十四条の四第一項各号に掲げる医薬品（以下「新医薬品等」という。）とその有効成分、分量、用法、用量、効能及び効果が同一性を有する医薬品として、同法第十四条の規定による製造販売の承認（以下「承認」という。）がなされたもの（ただし、同法第十四条の四第一項第二号に掲げる医薬品並びに新医薬品等に係る承認を受けている者が、当該承認に係る医薬品と有効成分、分量、用法、用量、効能及び効果が同一であつてその形状、有効成分の含量又は有効成分以外の成分若しくはその含量が異なる医薬品に係る承認を受けている場合における当該医薬品を除く。）（以下「後発医薬品」という。）の使用を考慮するよう努めなければならない。

ホヽト (略)

三 (略)

四 注射

イ (略)

口 注射を行うに当たつては、後発医薬品の使用を考慮するよう努めなければならない。

ハヽホ (略)

五ヽ七 (略)

(歯科診療の具体的方針)

第二十一条 歯科医師である保険医の診療の具体的方針は、第十二条から第十九条の三までの規定によるほか、次に掲げるところによるものとする。

一 診察

イヽハ (略)

三ヽヘ (略)

三 (略)

四 注射

イ (略)

口ヽニ (略)

五ヽ七 (略)

(歯科診療の具体的方針)

第二十一条 歯科医師である保険医の診療の具体的方針は、第十二条から第十九条の三までの規定によるほか、次に掲げるところによるものとする。

一 診察

イ (略)

口 診察を行う場合は、患者の服薬状況及び薬剤服用歴を確認しなければならない。ただし、緊急やむを得ない場合については、この限りではない。

ハ・ホ (略)

ホによるほか、各種の検査は、研究の目的をもつて行つてはならない。ただし、治験に係る検査については、この限りではない。

二 投薬

イ・ハ (略)

二 投薬を行うに当たつては、後発医薬品の使用を考慮するよう努めなければならない。

ホ・ヘ (略)

三 注射

イ (略)

口 注射を行うに当たつては、後発医薬品の使用を考慮するよう努めなければならない。

ハ・ホ (略)

五・九 (略)

(様式第2号改正 略) → 別紙参照

イ (略)

口・ニ (略)

ホ・ニによるほか、各種の検査は、研究の目的をもつて行つてはならない。ただし、治験に係る検査については、この限りではない。

二 投薬

イ・ハ (略)

二・ホ (略)

三 (略)

四 注射

イ (略)

五・九 (略)

# 処 方 せ ん

（この処方せんは、どの保険薬局でも有効です。）

公費負担者番号	.....	.....	.....	.....	.....	保険者番号	.....	.....	.....	.....	.....
公費負担医療の受給者番号	.....	.....	.....	.....	.....	被保険者証・被保険者手帳の記号・番号	.....	.....	.....	.....	.....

患者	氏名	保険医療機関の所在地及び名称 電話番号 保険医氏名					
	生年月日				明 大 昭 平	年 月 日	男・女
	区分				被保険者	被扶養者	(印)
交付年月日	平成 年 月 日		処方せんの使用期間	平成 年 月 日	特に記載のあら場合を除き、交付の日を含めて4日以内に保険薬局に提出すること		

処方					
----	--	--	--	--	--

備考	後発医薬品（ジェネリック医薬品）への変更が全て不可の場合、以下に署名又は記名・押印				
	保険医署名				

調剤済年月日	平成 年 月 日	公費負担者番号	.....	.....	.....	.....
保険薬局の所在地及び名称 保険薬剤師氏名	(印)	公費負担医療の受給者番号	.....	.....	.....	.....

備考 1. 「処方」欄には、薬名、分量、用法及び用量を記載すること。その際、処方箋の一部について後発医薬品への変更に差し支えがあると判断した場合には、当該薬剤の銘柄名の近傍にその旨記載することとし、「保険医署名」欄には何も記載しないこと。  
 2. この用紙は、日本工業規格 A4列5番とすること。  
 3. 療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（昭和51年厚生省令第36号）第1条の公費負担医療については、「保険医療機関」とあるのは「公費負担医療の担当医療機関」と、「保険医氏名」とあるのは「公費負担医療の担当医氏名」と読み替えるものとすること。